

西原町立認定こども園給食業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

本要項は、西原町立西原こども園(仮称)(以下「こども園」という。)へ、給食(昼食・おやつ)の提供を行う事業者(以下「事業者」という。)の募集・選定に当たり、公募型プロポーザルを実施し、必要な事項を定めるものである。

事業者の募集・選考は、応募書類をもとに、プレゼンテーションを実施したうえで総合的に評価し、安全・安心でおいしい給食の提供を継続して行うことができる、最も優れた事業者を契約候補者として選定する。

給食提供業務委託の主な内容は、受託者が献立の作成、食品の発注、給食調理、こども園への配送・回収を行い、園児・職員へ給食を提供するものである。

2. 業務内容等

(1)業務名称

西原町立認定こども園給食委託業務

(2)業務内容

「西原町立認定こども園給食委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

(3)選定方法

プロポーザル方式による提案内容、提案価格の評価基準を基に、総合的に評価・審査し事業受託候補者を選定する。

(4)委託期間

令和 8 年4月1日から令和 11 年3月31日まで(3 年間)

3. 応募資格要件

応募することができる業者は、次の要件の全てに該当すること。

- (1)現在、保育所、こども園、幼稚園、学校の給食又は特定の人を対象とする集団給食の調理業務を営んでいること。
- (2)食品衛生法第52条(昭和22年法律第233号)に規定する「飲食営業の許可(仕出し)」を保健所から受けていること。
- (3)過去3年間、食品衛生に関し、営業停止や許可取り消し等の行政処分を受けていないこと。
- (4)次のいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の4第2項(同項を準

用する場合を含む。)の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

- ② 本町から指名停止措置をうけている者
- ③ 国税及び地方税を滞納している者
- ④ 民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の者
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

4. 応募方法等

(1)応募に係る関係資料の交付期間

告示日から令和7年7月30日(水)

(2)交付場所及び方法

西原町役場福祉部こども課及び町のホームページへの関係資料掲載

(3)応募に係る質問の受付

本実施要項及び別添仕様書に関する質問等は、質問書【様式 A】に記入し、電子メールにより提出すること。

(件名を「【質問書】西原町立認定こども園給食業務委託」とすること。)

① 質問書受付期限:令和7年7月22日(火)

② 提出場所:西原町 福祉部 こども課 幼稚園こども園係

E-mail:you-kodomo@town.nishihara.okinawa.jp

(4)質問に対する回答

① 回答日時:令和7年7月25日(金)

② 回答方法:質問者が特定できないよう加工し、質問一覧を町ホームページに掲載

5. 参加意向申出書等の提出

(1)提出期限

告示日から令和7年7月30日(水)12時00分まで(必着)

(2)提出書類及び部数

ア 参加意向申込書【様式第1号】

イ 会社概要【任意様式】

ウ 保健所が発行する飲食業営業の許可証の写し

エ 食品衛生監視票の写し(直近3ヶ月以内)

オ 賠償責任保険書の写し

カ 登記全部事項証明書

キ 納税証明書

(法人税、県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書
(直近1か年分))

ク 社会保険料納入確認書 ※社会保険事務所にて発行

ケ 誓約書【様式 B】

※各書類の提出部数については、1部とする。

※イは、既存資料(パンフレット等)でも可とする。

※カ・キ・クについては、原本で提出すること。

(3)提出方法及び場所

西原町役場福祉部こども課幼稚園こども園係まで持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は、期限までに必着であることに留意すること。

【郵送先】〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

西原町役場 福祉部 こども課 幼稚園こども園係 宛

6. 参加資格の審査

参加資格確認審査及び審査結果の通知

- ① 参加意向申出書等を提出した全ての事業者に対して、応募資格要件を満たす者(以下「提案資格者」という。)に該当するか参加資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書【様式第2号】にて電子メールにより通知する。
- ② 選定された事業者に対しては、結果通知書に加えてプロポーザル関係書類提出依頼書【様式第3号】も併せて通知する。

7. 企画提案書等の提出

(1)提出期限

プロポーザル関係書類提出依頼日から **令和7年8月6日(水)12時まで(必着)**

(2)提出書類

ア 提案書(かがみ)【様式第4号】

イ 企画提案書【任意様式】

ウ 実績調書【様式 C】

エ 見積書【任意様式】

① 見積金額には、1食当たりの見積単価を記入すること。

② 消費税抜きの見積金額を記入すること。

オ 添付図面等

① 図面

- ・調理室内及び設備の配置平面図(室内・設備名を明記。サイズはA3版)
- ・図面は折り畳みA4版縦に揃えること。
- ・図面には食品の搬入経路、従業員の入退室経路を明記すること。

② 写真

施設内外の主な部分を撮影した写真をA4版縦の用紙に適宜、必要な枚数を貼り付けること。

カ 決算書類

提出日を含む事業年度前3ヶ年度に係る業者の「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュフロー計算書」等財務諸表

キ 履行保証人予定会社(会社概要添付)

(3)提出部数

各9部(正本1部、副本8部(複写可))

(4)企画提案書等の作成要領

- ① 企画提案書は、別紙1「プレゼンテーション審査評価基準等」の評価項目に沿った内容とし、各項目に分けた構成となるよう作成すること。
- ② 企画提案書は、A4 縦・横書き・左長辺綴とし、両面印刷は可とする。
- ③ 書類の規格は、日本工業規格A4判とし、図・表などA3判を使用する場合は三つ折りして、サイズを統一すること。
- ④ A4フラットファイルにファイリングし、インデックスを貼付すること。

(5)提出方法及び場所

提出先:西原町役場 福祉部こども課 幼稚園こども園係

※事前連絡のうえ持参すること(郵送、電子メール等による提出は不可)。

8. 企画提案書等の審査(書類審査・プレゼンテーション審査)

(1)審査・評価方法

業者の選定に当たっては、西原町プロポーザル実施要綱(平成 26 年要綱第 34 号)に基づき、要綱第5条の規定による審査会を設置し、別に定める評価基準等について、書類審査・プレゼンテーションによる審査・評価を行い、本業務委託契約の優先交渉権者を特定する。

(2)書類審査

- ① 提案資格者が **4 者以上**の場合は、企画提案書等の内容を確認し、書類審査を行ったうえで、原則として **3 者を選定する**。
- ② 提案資格者が **3 者以下**の場合は、応募資格要件の適合を確認したうえで、プレゼンテーション審査の対象とする。

(3)プレゼンテーション審査

- ① プレゼンテーション審査は、原則、対面形式によるものとする。なお、審査の実施場所及び日時等については、令和7年8月6日(水)までに企画提案等提出者へ電子メールにより通知する。
 - ② 審査時間は、プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 10 分程度とする。ただし、パソコン等を使用する場合は、プレゼンテーションの5分前の準備時間を設ける。なお、提案資格者の数によっては、審査時間を変更することがある。
 - ③ プレゼンテーションにパソコン等を使用する場合は、提案資格者が準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターを使用する場合には本町が準備する。使用を希望する際は、事前に連絡すること。
 - ④ プレゼンテーション審査への参加人数は3名以内とする。
 - ⑤ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
 - ⑥ 審査の経緯、内容に関する問い合わせには一切回答しない。
 - ⑦ プレゼンテーション審査は非公開とする。
- (4)プレゼンテーション審査評価基準等
- プレゼンテーション審査における審査項目及び評価基準等は、別紙1「プレゼンテーション審査評価基準等」のとおりとする。
- (5)審査結果及び特定通知
- ① 審査結果については、すべての提案者に対して結果通知書【様式第7号】の書面により通知する。その際、最も高い評価を得た事業者を優先交渉権者として特定し、契約手続きについては別途連絡する。
 - ② 審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。
- (6)契約協議
- ① 本プロポーザルは、本業務委託契約の優先交渉権者を特定するための物であり、契約締結を保証するものではない。
 - ② 契約に係る仕様書について、企画提案仕様書及び優先交渉権者からの提案内容を基に作成し、見積書を徴したうえで、予算の範囲内において契約を締結する。この場合の契約締結額は、提出された参考見積書の額と同額とならない場合がある。
 - ③ 優先交渉権者との契約協議が整わない場合は、ヒアリング審査結果の事業者を優先交渉権者として再特定し、契約協議を行うこととする。
 - ④ 優先交渉権者が町と本業務の契約を締結しようとする際は、西原町契約規則(平成19年規則第5号)第7条第1条に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。但し、同条同項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

9. 公募スケジュール(予定)

(1)公募開始日	令和7年7月15日(火)
(2)質問締切日	令和7年7月22日(火)
(3)質問回答日	令和7年7月25日(金)
(4)参加意向申出書等提出締切日	令和7年7月30日(水)
(5)参加資格審査結果通知書	令和7年8月 1日(金)
(6)企画提案書等提出期限	令和7年8月 6日(水)
(7)プレゼンテーション審査	令和7年8月13日(水)
(8)審査結果通知(優先交渉権者特定通知)	令和7年8月15日(金)
(9)委託契約締結	令和7年8月下旬

10. その他

- (1)提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への応募を無効とする。
- (2)本件の応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3)応募書類に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果を生じる責任は、全て応募者の負担とする。
- (4)提出された関係書類等に疑義がある場合は、事務局より応募者へ質問することがある。
- (5)本プロポーザルに係る提出書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出された企画提案書等は返却しない。
- (6)本件の参加において、企業連合といった2社(者)以上の業者で構成される事業体での参加は受け付けない。
- (7)受託者は委託業務の全部を一括して第三者に再委託は不可とする。また、あらかじめ町の承諾を得たうえで、業務の一部を他人に請け負わせる時は、食品衛生および公衆衛生に関する法令等を遵守できる者に対してのみ、再委託することができる。
- (8)提出された書類は、情報公開の請求により西原町情報公開条例に基づき開示することがあるため、開示に支障がある部分については、応募時に書面(任意様式)にて申し出ること。